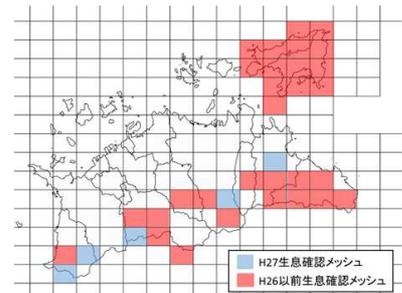


## ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画の概要

鳥獣の種類	ニホンジカ
計画期間	平成29年4月1日～平成34年3月31日（第12次鳥獣保護管理事業計画の期間内）
対象地域	香川県全域
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業被害の防止及び森林植生への被害の防止</li> <li>・小豆島においては地域個体群の保全と管理目標頭数への早期の誘導</li> <li>・本土部においては生息範囲の拡大の防止</li> </ul>

## ○生息域・生息状況

- ・小豆島は、全域に分布し、北部と南部で生息密度が高い。
- ・本土部は、讃岐山脈の徳島県境部に分布し、特に東讃地域の生息密度が高い。
- ・小豆島においては、推定生息頭数は計画どおり減少しているが、本土部においては、推定生息頭数は増加し、生息域も拡大しており、より積極的な捕獲の推進が必要。



## 香川県におけるシカ推定生息頭数と今後の予想

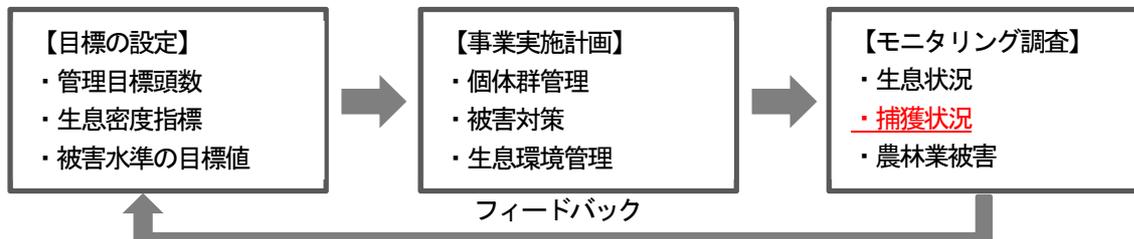
区分	小豆島	本土部	備考
推定自然増加頭数（50%信頼限界）	552頭 (382~760頭)	114頭 (74~190頭)	平成27年度末時点
推定自然増加率（50%信頼限界）	17.7% (11.6~23.4%)	29.8% (25.2~33.7%)	〃
推定生息頭数（50%信頼限界）	2,765頭 (1,891~4,071頭)	429頭 (243~823頭)	〃

## ○農林業被害

- ・農業被害は7.1ha、3,142千円（平成27年度）で、ほとんどの被害が小豆島で発生している。
- ・農業被害面積は平成26年度以降減少傾向に転じ、被害金額も減少傾向にある。
- ・林業被害は平成19年度以降、面積も金額も漸減の傾向にある。
- ・森林植生への被害のうち、人工林に対する林業被害は10.5ha、5,920千円（平成27年度）となっている。

## ○適正管理の基本的な考え方

- ・毎年、生息状況のモニタリング調査を実施し、年度ごとに個体群管理や被害対策を検討する順応的管理を実施する。



## ○具体的な管理目標

※1 個体群管理目標	内容
小豆島	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 計画期間内に生息頭数1,000頭以下に減少させるため、計画期間内においては、より積極的に捕獲を推進する。▶※2 生息密度指標 平成27年度23.8頭/km<sup>2</sup> ⇒ 平成33年度8.6頭/km<sup>2</sup></li> <li>✓ 目標生息頭数に達した時点で、その後の目標の再検討を行う。最終的な目標生息頭数は500頭（生息密度指標4.3頭/km<sup>2</sup>）とする。</li> </ul>
本土部	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 生息頭数については平成24年度時点の水準(267頭)に減少させる。▶※3 生息密度指標 平成27年度0.6頭/km<sup>2</sup> ⇒ ※4 平成35年度0.4頭/km<sup>2</sup></li> </ul>

被害対策 目 標	内容
小豆島	✓ 鳥獣被害対策実施隊を活用して、被害が恒常的に発生している集落を <sup>※</sup> 現状から年間約10%減少させる。
本土部	✓ 鳥獣被害が発生している全市町で鳥獣被害対策実施隊を設置して、シカの被害が発生している集落の拡大を防止する。

※1 具体的な年間捕獲目標は事業実施計画で設定し、平成29年度の捕獲目標頭数は小豆島800頭以上、本土部180頭以上とする。

※2 <sup>※6</sup> 小豆島の森林面積を 11,633ha とし、森林面積1km<sup>2</sup>あたりのシカの生息頭数を管理目標として生息密度指標を設定した。

※3 <sup>※6</sup> 本土部の森林面積を 75,916ha とし、現状の生息頭数を、「甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業」における平成24年度末の推定生息頭数の中央値として管理目標としての生息密度指標を設定した。

※4 目標年度は「抜本的な鳥獣捕獲強化対策（環境省・農林水産省）」における当面の目標年度とする。

※5 平成28年度の被害集落数を基準とする。

※6 森林面積は平成28年3月31日現在（香川県森林審議会資料）

## ○個体群管理

### ・狩猟

小豆島：小豆島においては、地域個体群の保全と安全確保のため、市町の行う有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理を実施するものとし、捕獲禁止措置を継続する。

本土部：狩猟期間中の捕獲を促進するため、狩猟期間の延長、捕獲頭数制限の解除等の規制緩和を実施する。

### ・有害鳥獣捕獲

小豆島：「※鳥獣被害対策実施隊等」による有害鳥獣捕獲を島内全域で通年、積極的に実施。

※ 鳥獣被害防止特別措置法第9条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。

本土部：関係機関から収集したシカの出没情報や農林業被害を「香川県野生鳥獣対策システム」を活用し、地図情報として取りまとめ、鳥獣被害対策実施隊等による捕獲が効率的に行われるよう情報提供を行う。

### ・指定管理鳥獣捕獲等事業（シカの数の調整を目的とした捕獲）

県は、市町の要請に基づき、住居集合地域等の周辺や離島等において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

### ・「補助者制度」の活用による捕獲体制の確立

県及び市町は、※法人に対する許可については「補助者制度」を活用する等、捕獲体制の確立に努める。

※ 鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。

## ○被害対策

### ・侵入防止柵等の普及

集落柵や、必要に応じ個別柵を組み合わせるなど、効果的な方法を選択し、設置するほか、緩衝帯の整備を推進する。

### ・地域一体となった防除体制の推進

市町は、「鳥獣被害対策実施隊」に前述の「補助者制度」を活用するなど、狩猟者以外の地域住民の防除への参加を促す。また、集落を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材の育成に努める。

※ 鳥獣被害防止特別措置法第9条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。

### ・本土部の侵入初期地域での対策の推進

関係機関から収集したシカの出没情報や農林業被害を「香川県野生鳥獣対策システム」を活用し、地図情報として取りまとめ、関係機関との情報の共有化を行う。被害が発生した場合には、その情報を市町等に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策について市町に助言を行う。

## ○モニタリング調査

### ・生息状況調査

糞塊密度調査、出猟カレンダー調査、捕獲状況調査、階層ベイズモデルにより生息頭数を推定する。

### ・農林業被害調査

農業被害の発生や増減を把握。得られたデータは、各種被害対策の効果検証や個体群管理の判断材料として活用する。被害林分を対象に調査を実施し、被害面積と被害金額を把握。本土部は、生息範囲の拡大についてもモニタリングする。関係機関から収集した情報は「香川県野生鳥獣対策システム」を活用し、地図情報として取りまとめ、個体群管理や被害対策の判断材料として活用する。